

平成29年度からの住民税は 主にここが変わります



区民税課税担当 / 3階

☎(3228) 8913 FAX(3228) 8747

いずれも詳しくは、区民税課税担当へお問い合わせを。

給与所得控除の見直し

給与所得控除の上限額は230万円に、また、それが適用される給与収入金額は1,200万円に、それぞれ引き下げられます。

公的年金等からの特別徴収に係る 仮特別徴収税額の算定方法の見直し

仮特別徴収税額の算定方法が、「前年度分の年金特別徴収税額(年金所得に係る年税額)×1/2」に改められます。

☆年税額の増減を生じさせるものではありません

金融所得課税の同一化など

公社債等の課税方式が、株式等の課税方式と同一化されます。

また、特定公社債等(※)の利子所得等及び譲渡所得等と、上場株式等の配当所得及び譲渡所得等との間の損益通算とともに、その年に損益通算をしても控除しきれない損失の金額の、3年間の繰越控除ができるようになります。

※特定公社債等=国債、地方債、外国国債、外国地方債、公募公社債、公募公社債投資信託など

日本国外に居住する親族に係る 扶養控除等の書類の添付等の義務化

日本国外に居住する親族について扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除または障害者控除(16歳未満の扶養親族を含む)の適用を受ける方は、特別区民税・都民税の申告書等を提出する際に、親族関係書類及び送金関係書類を添付または提示しなければならなくなりました。ただし、給与支払者または公的年金等の支払者に扶養控除等申告書等を提出する際に添付または提示した書類については、特別区民税・都民税の申告書を提出する際には添付または提示の必要はありません。

3月15日までに申告しよう

忘れずにね



2月16日(木) ～3月15日(水) 住民税・所得税の 申告期間

税の申告書は自分で作成して、 早めに提出を

税金は、福祉、教育や防災など区民のみならずの暮らしに関わる行政サービスを行うための重要な財源。そのうち住民税は、特別区民税と都民税を合わせたもので、平成29年1月1日現在、区内在住の方を対象に、同28年中の所得に対して、同29年度に課税します。申告書は自分で作成し、早めに提出しましょう。

私たちからのお知らせです



1 特別区民税・都民税(住民税)の申告は 区役所3階区民税課税担当へ



区民税課税担当 / 3階
☎(3228) 8913 FAX(3228) 8747

今年も申告が必要と思われる方には、平成29年度特別区民税・都民税(住民税)申告書を2月1日に郵送しました。必要書類を用意し、自分で申告書を作成して、郵送または左記の窓口へ提出してください。

申告書の書き方や必要書類については、同封の「申告の手引き」をご覧ください。区民税課税担当へお問い合わせを。

☆平成28年中に転入した方など申告書が郵送されない方は、必要に応じ左記の提出先か区民活動センター(2月6日～3月15日の平日のみ)で受け取りを。区民からもダウンロードできます。

提出先

区役所3階1番区民税課税担当

受付日時 2月16日(木)～3月15日(水)

午前8時半～午後5時 ☆平日のみ



郵送もできるのね

2 所得税などの申告は 税務署へ

☆中野税務署では申告書の提出のみ可(その場での作成はできません)



中野税務署 ☎(3228) 8111(代)
☆自動音声での案内

パソコンをお使いの方は

確定申告書は、自宅のパソコンで簡単に作成でき、来場不要です。国税庁内「確定申告書作成コーナー」を利用の上、印刷して郵送などで提出を。

申告書作成のアドバイスが必要な方は

JR新宿駅直結ビル内の申告書作成会場へお越しください。

会場

ニウマン5階ルミネ0

(JR新宿駅新南エリア直結)

受付日時 2月16日(木)～

3月15日(水)

午前8時半～午後4時

☆平日のみ。ただし、2月19日(日)・26日(日)は開場。申告書作成のアドバイスは午前9時15分開始

会場 京王百貨店、ルミネ2、東南口、甲州街道、JR新宿駅、ミロード、N4+、駅南口、新宿サザンテラス、至代々木駅、ニウマン5階ルミネ0

個人事業税の申告は都税事務所へ

新宿都税事務所 ☎(3309) 7154

個人で事業を営んでいる方のうち、所得税や住民税の申告をしない方は、前年中の事業の所得などを申告してください。

受付期間 3月15日(水)まで

申告場所

新宿都税事務所(新宿区西新宿7-15-18)、中野都税事務所(中野区中野4-16-15)

ご注意ください

税の申告には マイナンバーを

申告書を提出する際には、今回から、申告する方及びその控除対象配偶者、扶養親族、事業専従者のマイナンバーを記載することとなりました。その際は、マイナンバーと本人を確認できる書類(マイナンバーカード、または、通知カードと免許証など)の提示または写しの添付が必要です。

ただし、住民税の申告で、区が氏名等を印字した申告書を使用して提出する場合には、本人の確認書類の提示または写しの添付は不要です。



高齢者の方はこれらの確認も

介護保険で控除の対象になるケース

介護に関する費用を支払った方は、控除の対象になる場合があります。詳しくは、左記の各担当へお問い合わせを。

問合せ先

介護保険料に関する控除について

介護資格保険料担当 / 2階

☎(3228) 65667

介護保険サービス利用料のうち

医療費控除に関する控除について

介護給付担当 / 2階

☎(3228) 65661

☆フアンシミリの問合せは、いずれも

FAX(3228) 80622

障害者控除の対象になるケース

満65歳以上の方では、障害者手帳をお持ちでない方でも、寝たきりまたは認知症などの状態により、障害者控除、特別障害者控除の対象になる場合があります。申告には、区が発行する「障害者控除対象者認定書」が必要です。

また、障害福祉サービスを受けるための費用について、医療費控除の対象になることがあります。申告には、サービス提供事業者が発行する「障害福祉サービス利用者負担額証明書」または「在宅介護費用証明書」が必要です。不明な点は、左記の担当へお問い合わせを。

問合せ先

障害者相談支援担当 / 1階

☎(3228) 80506 FAX(3228) 50605

「にせ税理士」に ご注意ください

税務管理担当 / 3階
☎(3228) 8816 FAX(3228) 50622

税理士資格の無い人(いわゆる「にせ税理士」)による税務相談・税務書類の作成・税務代理は、法律で禁じられています。その人が正規の税理士であるか、よく確認してください。なお、税理士は、税理士証票を携帯し、税理士バッジを着用しています。詳しくは、東京税理士会 <http://www.tokyozeiri-shikai.or.jp> をご覧になるか、電話 ☎(03) 4461-1111 へお問い合わせを。